

令和3年9月（第3回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件外3件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第80号、第84号及び第85号の3件については全会一致をもって、議案第79号については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第79号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件についてです。

本案は、行政手続のオンライン化を推進するため、証明書等を市から送付する際の送料に係る規定を追加するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主なものを申し上げます。

まず、このたびの証明書オンライン申請システムの導入は、本市のデジタル市役所推進の一環として、市役所に来られなくても各種証明書の交付申請が行えるようにするためとのことであるが、どのような証明書を発行する予定なのかただしたところ、住民票、印鑑証明書、身分証明等を含む戸籍関係の証明及び転出届である。また、所得課税証明書や固定資産評価証明書の交付も予定しており、サービス拡充を順次図りたいとのことでした。

次に、オンライン申請を行うには、その前提として、マイナンバーカードが必要とされるが、その普及に関して本市はどのような取組をしているのかただしたところ、本市のマイナンバーカードの交付率は8月1日時点で36.3%であり、現在、全て事前予約制により交付の受付を行っている。併せて、週2回の時間外受付及び週休日の窓口設置にも取り組んでいるところである。今後も、交付率向上に向けて、幅広くPR

を行うとのことでした。

次に、この11月から本システムを運用させるに当たり、市民へはどのように周知するかただしたところ、市長記者会見において発表するとともに、ホームページや広報うべに掲載して市民周知を図りたいとのことでした

次に、本システムに係る委託料についてただしたところ、初期経費として、システム導入に伴う契約金が726万円、運用経費が年間約18万5,000円となる。この運用経費は、委託事業者との契約に基づき、利用件数に関わらず、固定利用料として支払うものであるとのことでした。

次に、このたびのシステム導入に係る契約方法についてただしたところ、これは、公募型プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約となる。本システムを運用する上で、仕様については、セキュリティー面等で要件を厳しく設定したところ、数者から問い合わせがあったものの、実際にプロポーザル参加されたのは、このたびの委託業者1者となり、優先交渉権者として決定したとのことでした。

次に、本システムにおけるセキュリティー対策についてただしたところ、利用者がオンライン申請する際のインターネット上の回線については、外部からの攻撃を防ぐための仕組みや、ウェブアプリケーションを保護する仕組みを導入している。また、通信に関しては、情報盗聴等を防ぐ通信手段によって情報の暗号化を行っているとのことでした。

次に、本システムから個人情報情報が漏えいした際、その責任の所在はどのようになるのかただしたところ、

このシステムについては、本市と委託事業者、公的個人認証を行う団体及び決済事業者との連携の下で構築されるものである。このうち委託事業者及び決済事業者との間にはサービス利用に係る約款が取り交わされており、契約違反や瑕疵等があった場合は、各事業者が損害賠償責任を負うことになる。

また、このたびの委託事業者が取扱う情報は申請内容のみであり、マ

イナンバーカードの番号やクレジットカード情報が取り込まれることはない。

本市は事業の実施主体として責任ある立場にあることから、万が一、個人情報の漏えい等が起きた際は、流出した部分に応じ、適切に対処するとのことでした。

次に、本システムにおけるマイナンバーカード情報はどのように扱われるのかただしたところ、オンライン申請するに当たっては、マイナンバーカードによる公的個人認証を利用するため、カードをスキャンし、カードのICチップ内の電子証明書の有効期限を確認するが、マイナンバーそのものやカードのスキャン画像等が情報として流れることはないとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本案に対する審査の過程におきまして、一部委員から、本システム導入は、市民サービスの利便性向上につながるものであることから、オンライン手続に関する操作方法に関し、スマホ講習会等を開催するなど高齢者にも利用しやすい環境整備をされたいとの要望がなされたことを申し添えます。

次に、議案第84号物品購入の件（窓口受付案内システム一式）についてです。

本案は、デジタル市役所構築の一環として、新庁舎に窓口受付案内システムを導入し、待ち時間の短縮等、市民サービスの向上を図るものです。

それでは、審査の過程でなされた主なものを申し上げます。

まず、窓口受付案内システム一式を購入するに当たって、一般競争入札によらず、公募型プロポーザル方式を採用した理由についてただしたところ、窓口において必要とされる最低限の市民サービス機能に加え、オンライン等により市民の利便性が高まるプラスアルファとなる機能

について事業者側の提案を受けたいと考えたことによるとのことでした。

次に、このたびの契約相手方の選定理由についてただしたところ、優先交渉権者については、機器等の価格がもっとも安く、様々な市民サービスが提供できる点を評価して選定したものである。なお、これらの機器の中には、スマートフォン等から、窓口の混雑状況の確認や、オンライン予約が行える機能等が備わっているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号和解についてです。

本案は、令和2年度の子育て世帯臨時特別給付金を支給するためのシステム開発業務において発生した給付金の過払い事故に関し、市が被った損害の賠償請求に係る相手方との和解について、市議会の議決を求めるものです。

それでは、審査の過程でなされた主なものを申し上げますと、

本市が被った損害として、過払い世帯への返還依頼に要した経費81万3,486円の内訳についてただしたところ、要した経費としては、返還のお知らせをするための封筒や用紙代等の消耗品が3,085円、職員が訪問した際の燃料代が6,772円、郵便料が2万3,614円、金融機関の手数料が1,760円となる。また、職員が過払いに従事した時間外勤務手当等の人件費が77万8,255円となり、合計81万3,486円となったものである。

このうち人件費については、17時15分以降の勤務時間外に対応した時間外が147.25時間、土日に対応した休日勤務が64時間、日中の過払いの対応により、通常の業務を時間外に行った押し出し時間外が149.75時間の合計361時間となり、これら返還業務にかかった時間に労務単価をかけて、77万8,255円になったとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたと

おり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。